

第65回 地方分権改革有識者会議
第185回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和8年2月2日（月）13：59～15：15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、西脇隆俊議員、美浦喜明議員、三木正夫議員、村木美貴議員

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、宇野二郎構成員、高橋滋構成員（勢一智子部会長代理、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕松田浩樹内閣府審議官、稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：（1）令和8年の提案募集方式の実施について

（2）その他

（市川座長）それでは、ただ今から第65回地方分権改革有識者会議・第185回提案募集検討専門部会合同会議を開催いたします。

なお、有識者会議の大橋議員、後藤議員、沼尾議員、山下議員、提案募集検討専門部会の石井構成員は所用のため御欠席となっております。

それでは、最初に松田内閣府審議官から御挨拶をいただきます。お願いいたします。

（松田内閣府審議官）内閣府審議官の松田でございます。

皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年11月の本会議で御了承いただきました令和7年の地方からの提案等に関する対応方針につきましては、昨年12月の地方分権改革推進本部及び閣議におきまして無事決定することができました。この場をお借りしまして、皆様の御尽力に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、この対応方針に基づきまして、現在、第16次地方分権一括法案の準備作業を鋭意進めておりまして、この法案の早期成立も含めて、引き続き地方の声を踏まえた地方分権改革の推進に全力で取り組んでまいりたいと思います。

本日の会議では、令和8年の提案募集の実施について御議論をいただく予定になっております。後ほど事務局から詳しく説明をさせていただきますけれども、今回の提案募集では、昨今の地方制度をめぐる情勢あるいは高市政権が打ち出しております強い経済の実現に向けた地域経済活性化の観点、こういったことなどを踏まえまして、3つの重点募集テーマを設定し、地域が直面する喫緊の課題にしっかりと取り組んでいきたいと、こういうふうを考えております。

皆様には是非本日も活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、新たに御就任いただきました議員の御紹介をさせていただきたいと存じま

す。

初めに、昨年11月に議員に御就任いただきました美浦喜明議員から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(美浦議員) ただ今紹介いただきました、福岡県水巻町の町長的美浦でございます。

全国町村会におきまして、行政委員長を務めております。このたび、本日から参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(市川座長) 美浦議員、ありがとうございました。

続きまして、湯崎英彦前広島県知事が本会議の議員を辞任され、後任として西脇隆俊京都府知事に今回からこの会議の議員に御就任いただいております。

それでは、西脇議員から御挨拶をいただければと思います。お願ひいたします。

(西脇議員) 京都府知事の西脇でございます。

昨年11月28日に退任されました広島県の湯崎知事の後任として、全国知事会の地方分権推進特別委員会の委員長を務めております。今回から本会議に参加いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

(市川座長) 西脇議員、ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

その前に、前回もお話ししましたが、お名前をお呼びするときにはさん付けでお呼びさせていただくかと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、議事(1)の「令和8年の提案募集方式の実施について」、事務局から御説明をお願ひいたします。

(平沢参事官) それでは、私から、議事(1)「令和8年の提案募集方式の実施について」につきまして、資料1及び資料2を用いて御説明をさせていただきます。

資料1から御説明をさせていただきたいと思ひます。令和8年のスケジュールになります。

本年も、昨年とおおむね同様のスケジュールとさせていただきたいと考えているところです。具体的な流れとしましては、本日、この有識者会議で御了承いただきましたら、事前相談・本提案受付を開始し、3月27日まで事前相談を受け付け、4月21日まで本提案を受け付けたいと考えております。本提案の締切り後は、提案実現の後押しとなる追加共同提案の意向照会や、類似の支障を有する他制度の照会を行いたいと思ひます。

その後、6月上旬に、本会議で重点事項を決定していただき、7月上旬から8月上旬にかけて、専門部会において関係府省庁からの第1次ヒアリングと地方三団体からのヒアリングをお願ひしたいと思っております。そして、8月上旬には、関係府省庁からの第1次回答やヒアリングの状況等を本会議に報告いたします。

その後、再検討要請期間を活用して、提案の実現に向け関係府省庁で調査等を行いつつ、検討を進めていただき、9月中下旬に専門部会にて関係府省庁からの第2次ヒアリングをお願ひしたいと考えております。

第2次ヒアリングの後、当室にて関係府省庁と詰めの協議を行い、11月中下旬の合同会議にて対応方針案を御了承いただいた後、12月中下旬に閣議決定という流れでお願ひしたいと考えております。

令和8年の提案募集スケジュールについてはこのように考えているところでございます。

続きまして、重点募集テーマについて御説明いたします。資料2を御覧ください。

昨年の重点募集テーマにつきましては、「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」の2つのテーマでございました。

令和8年の重点募集テーマについては、昨今の人口減少や人手不足の深刻化に伴い、住民サービスの維持・向上を図るため、地域や自治体の持続可能性の確保が喫緊の課題となっており、地方分権改革においても最優先でその解決に取り組むべきという問題意識から、令和7年のテーマの内容も継続しつつ、「事務処理方法の見直し」「デジタル化」「地域におけるサービスの維持・向上等」の3点を重点募集テーマとして設定したいと考えているところでございます。

まず、テーマ①の「事務処理方法の見直し」について御説明いたします。

提案の考え方のところを御覧いただければと思います。国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、自治体が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務の廃止や、国・地方・民間の各主体間の連携や、広域化などを進める提案を重点的に募集したいと考えております。これは、先月発足しました第34次地方制度調査会において今後議論される予定の国・都道府県・市町村間の役割分担にも関わる内容であると考えております。

テーマに関する提案の具体的なイメージを自治体に持っていただくため、本年も提案の視点の例を整理して記載をさせていただいております。

まず、(1)に記載のとおり、「事務負担の軽減のための事務の廃止を求めるもの」でございます。経由事務の廃止を含め、個別の事務について合理化・効率化を図ることにより、事務自体の廃止を求める提案でございます。

次に、(2)に記載の「国・地方間の連携や自治体間の連携の推進に資するもの」です。単独の自治体内では専門性が不足する事務や、例えば処理件数が少ない事務などについて、国との連携や自治体間の連携を推進することにより課題の解決を図るといった事務です。

最後に、(3)に記載の「事務処理の広域化や法人への委託等による外部化を求めるもの」です。過去の提案例も挙げておりますが、例えば定型的な事務や共通的な事務などを広域単位の都道府県・国で実施することや、ノウハウの蓄積が求められる事務等を法人への委託等により実施可能とすることなどを求める提案です。

続いて2ページ目、テーマ②の「デジタル化」について御説明いたします。

昨年も多く提案をいただいたところですが、行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用は、自治体業務の効率化や住民サービスの向上に特に効果が期待されることから、引き続き重点募集テーマとしたいと考えております。

提案の視点の例としては、まず、(1)に記載の「行政手続のオンライン化に必要なシステム等の環境整備を求めるもの」です。具体的には①自治体のオンライン化について、国が整備した共通システム等の活用を求めるもの、②オンライン上で添付書類の提出や手数料納付を可能とすることで、一連の手続がデジタルで完結することを求めるものを挙げております。

次に、(2)に記載の「行政手続のオンライン化にあわせて、手続の廃止・効率化を求めるもの」です。これは、先ほど御説明いたしましたテーマ①の「事務処理方法の見直し」の(1)で御説明しました事務を廃止するという点で重複該当する提案もあると思われませんが、具体的には①に記載しました行政機関間の情報連携等を活用することにより、添付書類の省略や審査に係る負担の軽減を求めるものや、②に記載のオンライン化にあわせて経由事務を廃止することを求めるものが挙げられると考えております。

また、3ページ目に移りまして、(3)に「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの」を挙げております。この項目に当たる提案の実現に当たりましては、おと

しから引き続いてデジタル行財政改革会議事務局と必要な連携を取ることとしております。

なお、今年度の共通化の対象候補として選定されたもののうち、このページに掲載した3つの事例を含む8つが昨年の地方分権提案に基づくものでありまして、現在、関係府省庁において集中的に検討が進められています。

最後に4ページ目、テーマ③の「地域におけるサービスの維持・向上等」について御説明いたします。

人口減少下において行政サービスの維持・向上が困難となっている現状を踏まえ、地域のサービスの維持・向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るため、基準等の見直しを進めていくことが引き続き重要と考えており、昨年の重点募集テーマの内容を継続するとともに、加えて活力・魅力のある地域の創出に向け、喫緊の課題となっている地域経済の活性化に資する提案についても重点的に募集したいと考えております。

提案の視点の例として、まず(1)に記載の「サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の緩和等を求めるもの」です。具体的には①人員基準、資格要件の緩和に関するもの、②施設運営基準の緩和に関するもの、5ページ目の③その他基準・手続の緩和に関するものを挙げております。

次に、6ページの(2)に記載の「地域経済の活性化に資する規制緩和等を求めるもの」でございます。具体的には①産業用地の確保等の事業活動に資する環境整備を求めるもの、②地域の事業者をより迅速・効果的に支援するための見直しを求めるもの、③地域のイノベーション創出・研究支援に資する見直しを求めるものを挙げております。

最後に、7ページの(3)としまして「広域リージョン連携の推進に資するもの」を挙げてございます。広域リージョン連携とは、地域経済・雇用の持続性の観点から、地方自治体と経済団体や企業・大学等の多様な主体が、産業・観光・交通分野等のプロジェクトについて広域的に連携して取り組むものであり、まずは現在、関西や九州など6つの地域において広域リージョン連携宣言が行われたところでございます。

今後、取組が進展していく中で、規制の見直しに係る提案が想定されるところであり、具体的には①に記載の現行制度が、各地方公共団体が単独で事務処理を行うことを想定しているため、複数の団体が共同して事務を行う場合に支障が生じるもの、②官民連携で事業に取り組もうとする場合に支障が生じるものを挙げております。

重点募集テーマの御説明は以上でございますが、参考資料1を御覧いただきますと、重点募集テーマに係る過去の提案例のポンチ絵ですが、自治体におきまして提案を検討する際の参考としていただければ、提案募集の際に添付をしたいと考えております。

最後に、「提案募集の更なる充実に向けた取組」ということで、8ページを御覧いただければと思います。大きく3点について記載をさせていただいております。

まず、1つ目の○でございます。本年も、提案内容と同様の課題がある類似の制度・事務についても、分野横断的な見直しに取り組むこととし、様々な機会を通じて自治体に対し呼びかけ等を行ってまいります。

次に、2つ目の○を御覧ください。行政サービスの維持・確保といった課題に直面している市町村からの提案が重要と考えており、提案を促すため、新たに内閣府主催で自治体職員が自由に参加できるオンライン研修を実施してまいります。また、ハンドブックや取組・成果事例集等を更新し周知するとともに、新たに分かりやすい4コマ漫画を活用した啓発資料を周知し、効果的な提案検討を促していきたいと考えております。

また、3つ目の○につきましては、共同提案・追加共同提案の積極的な検討を引き続き後押ししてまいります。

資料2に関する説明は以上ですが、関連して参考資料2を御覧ください。

⑥に記載をしておりますとおり、3月6日には地方分権改革シンポジウムを開催する予定でございます。

詳細は2ページ目に記載をしておりますが、阿部長野県知事、また、当会議の顧問でもある神野東京大学名誉教授に御講演をいただきます。また、提案募集方式の成果事例としては、提案を例年多く出していただいております愛媛県砥部町と島根県から御紹介をいただく予定としております。

ここまで御説明させていただいたような内容で令和8年の提案募集を進めさせていただければと考えているところでございます。

資料3の説明を継続してさせていただければと思います。

フォローアップといいまして、令和6年までの対応方針に記載されました継続検討の扱いとなっている案件のうち、特に重要と考えられるものについて説明をさせていただければと思います。

まず、令和7年の重点事項となっていた案件のうち、主な案件の状況について御説明をさせていただきます。

1番の「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止」についてでございます。医師、看護師等の国家資格について、当該システムを活用しまして、免許の申請や免許証の交付などにおける都道府県経由事務の廃止を検討しているものでございます。

本日、特に御説明させていただきたい点は、資料1ページ目右側の欄の下側に記載しております【今後の予定】の（2パラについて）という記述でございますが、当面、免許証の交付について、実施方法等の詳細について検討を行いまして、令和8年度中に国から直接免許証等の交付を開始する予定となっているところでございます。

続きまして、左の番号で5番目になります。「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」についてでございます。

特に赤字のところを中心に御説明させていただきます。今年度、厚生労働省において、学識経験者及び自治体関係者で構成される検討会を設置し、これまで検討会を3回開催しているところでございます。検討会では、令和7年3月に実施した自治体への調査結果や提案団体へのヒアリング結果を踏まえて、実務経験の勘案方法等について検討を行っている状況ですが、引き続き、検討会等において検討を行うこととなっているところでございます。

続きまして、11月の有識者会議でも御報告させていただいた案件になりますが、特に動きのあったものについて状況を御説明させていただきます。

7番になります。「狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進」についてでございます。

右側の欄の【今後の予定】のところでございます。令和8年4月より、手数料を同時徴収するための決済連携機能のサービスが開始される予定ということで、同時徴収が開始される予定になっております。

続きまして、9番と10番の関係になります。「戸籍情報連携システムの利用対象の拡大」についてになります。

9番は、都道府県がオンラインによる戸籍電子証明書の公用請求を可能とするよう、法制上の措置を講じることとしたものでございます。当該仕組みの導入についての意向調査におきまして、複数の都道府県が導入に前向きであることが確認できましたため、今後は必要なシステム改修の範囲や経費の算定を行う予定となっております。また、戸籍法改正の調整を進めているところでございます。

続けて10番でございますが、都道府県による戸籍証明書等の公用請求について、特定の市町村との合意の下、広域交付の公用請求の仕組みを活用することで、本籍地市区町村でなくとも公用請求を可能とする方策について

て検討してきたものでございます。都道府県及び市町村へ意向調査を実施したところ、市区町村の負担が大きいことや、先ほど御説明させていただきました9番のオンライン化する措置によりまして都道府県の事務負担の軽減が見込めることから、当該方策の実施は見送ることとしているところでございます。

以上、主な案件の御説明でございます。引き続き、各案件についてしっかりと進行管理等を行ってまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見や御質問をお伺いしますけれども、その前に山下さんからのコメントを頂いておりますので、ポイントだけ申し上げさせていただきます。

基本的にこの募集テーマの方針については賛同いただけるということで、特に広域化、広域リージョン連携に対する視点については非常に評価をいただいております。

また、重点募集テーマにおきましても、地域経済の活性化に資する規制緩和等について強く賛同いただいているということでございます。

いずれにしましても、官民双方の視点を踏まえた規制緩和を進めてくださいという御意見でございます。

以上、御紹介いたしました。

それでは、皆様からの御意見等をお伺いしたいと思います。西脇さん、お願いします。

(西脇議員) 御指名いただきまして、ありがとうございます。

まずは令和8年の提案募集方式の実施につきまして、取りまとめいただきまして感謝を申し上げます。

重点募集テーマ案につきまして、賛成の立場から幾つか発言をさせていただきます。

重点募集テーマ案は、いずれも人口減少や少子高齢化が深刻化する中で、いかに持続可能な地域づくりを進めるかという喫緊の課題に対応するものであり、各自治体がこの課題に正面から向き合い、知恵を出し合う観点からも、大変意義深いものであると考えております。

まず、事務処理方法の見直しは、限られた人的資源を有効に活用して、付加価値の高い事務に注力できる環境整備につながることを期待できますし、デジタル化は住民の利便性向上や職員の負担軽減だけではなく、地域間格差の是正にも大きく寄与するものと考えております。

3つ目の地域におけるサービスの維持・向上等は、前の2つの合わせ技で実現する場合もあると思っておりますけれども、現場のより切実な状況を踏まえた提案が期待できまして、今後、国と地方の役割分担を検討する上でも有益な情報になり得るのではないかと考えております。

それから、資料の7ページ、先ほど来話題になっております広域リージョン連携について触れられておりますので、御参考までに関西広域連合の取組を御紹介させていただきたいと思っております。

関西の12府県市で構成しております関西広域連合は、設立から16年を迎えておりますが、防災、観光・文化・スポーツ、産業、医療、環境保全など7つの広域事務等に取り組んでおり、昨年10月には、経済団体等と共に関西広域リージョン連携宣言を行いました。

具体的なプロジェクトにつきましては、現在検討中でございますけれども、産業や観光、交通等のほか、インフラの維持・管理分野に取り組むこととしております。これはインフラの老朽化や自治体、とりわけ小規模市町村の土木・建築技術者の深刻な人手不足を背景に取り組むものでございます。

関西以外の地域におきましても、広域化などの様々な創意工夫により取り組んでおられると思っておりますけれども

も、今後、地域の実情に応じた施策が一層求められてくると思っております。今年の提案募集方式におきましてもより多くの提案が実現できるよう、積極的に進めていただくことをお願いしたいと思います。私も全国知事会の地方分権推進特別委員長として、提案が多く出るように各都道府県に呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、地方分権に関する全国知事会としての要望でございます。全国知事会では、急速に進みます人口減少社会におきまして、持続的に行政サービスを提供するため、国と地方の役割分担の適正化や義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する規定の見直しなどについて国へ要望してまいりました。中でも国と地方の役割分担の適正化につきましては、令和6年度に有識者を含む地方分権推進特別委員会を開催し議論を重ねてきたところでございまして、先日設置されました第34次地方制度調査会で調査審議されることは大変ありがたく思っております。

また、同時に、国の間接補助事業において、地方に主体的な権限がないにもかかわらず当該事業に一定の責任を引き受けざるを得ないケースとか、国が法令や通知によりまして全国一律で詳細な基準を定めていることによりまして、地方の権限で創意工夫ある取組が行われないケースなども存在をしております。役割分担の見直しに当たりましては、こうした責任と権限の不一致を解消し、抜本的に再構築することが重要であると考えております。

この有識者会議におきましても、個別の提案だけではなくて、横断的な制度改善や、国と地方の役割分担の見直しにつながるような議論ができればありがたいと考えております。今後も、知事会での議論を共有させていただきながら進めていければと考えておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

(市川座長) どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

高橋さん、お願いいたします。

(高橋座長代理) ただ今知事の御発言にございましたように、日本において縮小社会がかなり現実化してきて、ある意味で国・都道府県・市町村の事務や役割分担を本格的に見直すということが必要であるということは、誰の目にも明らかになったのではないかと思います。

ただ、その見直しの中で、第1次地方分権改革前と比較して大きく分権化された日本のガバナンスシステムを維持し、発展させていく上で、量から質への転換という視点からきちんと取り組んでいくということが極めて重要なのではないかと私自身は思っています。

例えば国の下請のような事務、さらにはルーチン化されて誰でもできるような事務については抜本的に見直して、本当に住民に真に身近な事務に自治体が専ら取り組んでいくといったようなシステム改革を促していくことが極めて重要だと思っています。さらに言いますと、やはり今は、今年の重点テーマにもありましたように、国や都道府県や市町村がきちんと広域的な観点から共同していくというシステムづくりをしていくことも極めて重要なのではないかと思います。

そういった意味で、量から質への転換を促すためには、我々がやってきたボトムアップ型の再定義に引き続き取り組んでいくことが重要なのではないかと考えているわけでありまして、そういった意味で、今年度ピックアップされました3つの重点テーマは、そのような観点からも取り組む上では極めて重要な課題であると思っています。

そういう観点から、私も大橋部会長の下で作業に参画していくわけでございますが、しっかりと取り組んで

まいりたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは美浦さん、お願いします。

(美浦議員) 町村から発言をさせていただきたいと思うのですけれども、人口減少により深刻化する人材不足は、町村部にとって特に喫緊の課題でございます。先般発足した第34次地方制度調査会においては、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方について、今後議論が進んでいくものと思われま。

このような議論を前提として、そもそも法令等に基づく現行の事務が人口減少社会に適したのものとなっているかを点検する必要があります。その意味において本提案募集の果たす役割は非常に重要なものと考えておりますので、本年の提案募集においても、現行事務の整理・削減が図られることはもとより、個別の提案への対応にとどまらず、各省庁が提案の趣旨を踏まえて、制度の横断的な見直しが進められることを期待しております。

小規模な町村には、提案を作成するための人員も十分に割けない場合が多いため、事務局におかれましては、提案団体に対するサポートを引き続き是非お願いしたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは三木さん、お願いします。

(三木議員) 市長会の関係で、私から感謝申し上げます。

令和8年の重点募集テーマ3点でありますけれども、この3点は極めて市にとっても重要なことでありますので、これをまた進めていただきたいと思います。

今までも議論になっているのですけれども、国・都道府県・市町村が一体となって横展開すること、それから山下議員がおっしゃいましたように民間企業との関係、行政と民間との連携をもっと進めていく必要があるかなと思っています。

私どもは地域未来投資促進法を活用しまして産業立地をしたわけでありましてけれども、これも県と国と私ども市と、それから民間企業との連携で地域未来投資促進法が非常にうまくいったものですから、繰り返しになりますけれども、民間と行政との連携というのはこれから重要になると思います。今まではどうしても民間と行政は別のものだと思っている人が多いのですけれども、企業も社会貢献ということを非常に重要視してきておりますので、そういう面では是非お願いしたいと思います。

それから、「事務処理方法の見直し」「デジタル化」、両方とも持続可能な行政運営のためには極めて重要でありますので、またこれを進めていただきたいと思います。

それから、私どもとしてまた努力しなければいけないのは、令和8年における地方支援の取組の中で、様々な形で職員の研修等をしていただくようになるわけでありましてけれども、こういうものにも積極的に職員が出て、自分自身が学ぶこと、そして他の自治体のいい事例をまねしていく、モデルとしていくということも重要でありますので、こういう研修の機会等もより充実していただければと思っております。

もう一つ、個別の案件になりますけれども、昨年から引き続いておりますような案件につきまして、是非継続的に検討していただければと思います。私どもの関係になるのですけれども、障害者施設につきまして、国・県・市との関係で、最終的に業者が不正を行った場合には市が弁償するという規定自体が非常におかしな規定でありまして、最高裁の判例でも有罪の判決が業者に出しておりますので、そういうものも含めて、個別の案件

について、昨年はヒアリング等も十分にさせていただいたわけでありませけれども、継続的にやっていただくことが大変有り難いと思いますので、よろしくをお願いします。

いずれにいたしましても、こういう形で事務局の皆さんにすばらしい案をつくっていただきましたので感謝申し上げます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは勢一さん、お願いします。

(勢一部会長代理) 御説明ありがとうございます。今回事務局から御説明いただきました方針自体につきまして、異存はありませんので、賛同をしたいと思います。

人口減少が進行する中で、それによって起こる社会の変化にどのように行政が適応していくかということ、これが問われている局面が続いていると思います。そういう点では、現場の声を生かしながら丁寧に制度を修正していくということは大事な取組だと思っております。

せっかくですので、重点募集テーマについて若干コメントをさせていただければと思います。

まず、重点募集テーマ①の「事務処理方法の見直し」ですけれども、これはこれまでも議論はしておりますし、経由事務の廃止であるとか計画業務の効率化など、既に具体的な成果につながっているものが多いと思っています。テーマ②の「デジタル化」にも通ずるところという御指摘、もう既にありましたけれども、私もそのように捉えておまして、従来の事務処理方法をデジタル社会の標準に見直していくということ、紙ベースをファイルにするのではなく、情報連携というシステムにつなげていくということはとても大事な視点で、これこそ現場の声、どういう形でやったら望ましいスタイルになるのかというお知恵をいただきたいと思っています。

このところ災害級の寒波とか豪雪が続いています。また、今回のように、その中での選挙業務などもあります。そういう意味では、突発的であったり緊急を要する業務が自治体の現場には急増しているということもあります。職員の人材不足も続く中で、住民や地域と向き合う業務に時間を割くためには、通常業務の効率化というのはまさに喫緊の課題だと考えているところでございます。

3つ目の「地域におけるサービスの維持・向上等」につきましては、こちらも人口減少・少子高齢化を受けて、全国的に年々進行していているわけですが、その中でも都市部とそれ以外でその進度に差がどんどん開いているような傾向を感じております。

行政サービスの持続可能性という点におきましては、各地域の実情に見合うサービスの基準をつくっていくことは非常に重要なところだと思いますので、こちらも是非現場からお知恵をいただきたいと思っています。

また、広域リージョンにつきましては、先ほど関西広域連合のお話をいただきました。まさにこれまでの御経験と知見を是非こちらにも寄せていただいて、広域リージョンの議論をさせていただければと思います。西脇知事から力強いお言葉をいただきましたこと、心強く、感謝しております。

最後に、地方実務の現場の疑問や悩みを提案につなげる支援というところ、新しい取組を含めて工夫していただいておりますこと、こちらもお礼を申し上げたいと思います。担当職員への研修や広報も非常に有効だと思いますけれども、そうした提案に積極的に取り組む環境整備という意味では、その上司に当たる幹部職員さんたちとか首長さんたちにも提案募集方式に理解と関心を深めてもらうということも重要なことだと思いますので、是非こちらにも御尽力をお願いできればと思います。

今年も引き続き、提案募集専門部会に携わることになっておりますので、大橋部会長をお支えしながら、丁

寧に議論に努めたいと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは大橋さん、お願いします。

(大橋部会長) いろいろな御意見をありがとうございます。

今年も、昨年に引き続きまして、デジタル化と人口減少に伴う諸課題について取り組んでいくことは非常に重要だと考えております。また、これに加えまして、今年は事務処理方法の見直しに係る課題が追加されまして、この3本柱の下で課題の解決に当たっていきたいと考えております。

このように、デジタル化、人口減少、事務処理方法と、表題だけ聞くとそれぞれが独立の重点項目のようにも見えるのですが、実際には相当な部分で重なるところが多い。これらは全て我が国の現在の基礎自治体が持続可能に住民サービスを維持していくことを可能にするための課題であるという点では、根っこは同じという認識しております。

特に美浦町長からございましたように、地方自身の現場で人手不足が非常に顕著で、また予算も切迫しているという中で、少ない人員で効率的に事務を処理するためには、多くの市民が高齢となって、市庁舎から距離的に離れてお住まいの方も多ということであるとすると、行政サービスにアクセスする上でもデジタルの力を借りるということは不可欠でありまして、そのデジタル基盤の整備は喫緊の課題だと捉えております。現在、国の基盤整備が進んでおります中で、自治体から使いやすい仕組み整備のための要望をいただいて、使いやすい仕組みを構築できるようにしたいと考えております。

第2に、人口が減少している地方部を中心といたしまして、人口減少地域の実情に合った形で、現場で知恵を絞って、とにかく現在ある資源を最大限活用して、市民の期待に応えることができるようにすることが急務です。この点では、全国画一主義を修正して、地域の発展を実情に応じながら支えるということを目指すことが重要になってくると思います。西脇知事からございましたような義務付け・枠付けというような問題に関しては、問題意識を共有しておりまして、全国画一の人員基準、施設運営基準でありますとか、設備基準、資格要件などについては、柔軟に対応していただけるように、とりわけ従うべき基準の見直しに力強く取り組んでいきたいと思っております。また、規制緩和を通じて、地域における事業活動を促進して、地域の活性化にも取り組むことも注目してやっていきたいと考えております。

3番目に、現在の市町村・都道府県が行っている従前からの事務処理方式を見直すということも重要だという認識を持っております。ここ数年取り組んでまいりましたのは、経由事務の廃止でありますとか、相当重なった行政計画策定の見直しでありますとか、三木市長からお話がありましたように、国庫補助金の返還方法に関する合理性がない仕組みなどについては、これまで当然の前提とされてきた事務処理方式ではありますが、ここで一旦、原理原則に戻って、国と地方公共団体の役割分担とは一体どういうものなのか、そういう中で、本当に地方公共団体が自己の役割として扱うにふさわしい事項なのか、それが効率的なのかということ立ち止まって考えてみるということが非常に大事だと考えております。

また、今までの地方分権の議論の中では、時として自治体間の競争ということが非常に強調されてきた側面があるわけですがけれども、しかし、現状から見ますと、むしろ現在、市町村が単独で行うことが予定されているようなものについても、広域連携の可能性でありますとか、広域行政の可能性を模索していく、つまり地域で多様な主体による協調的な執行体制を築くということがとりわけ重要ではないかと、そのような認識を持っております。例えば、地方公共交通に関するようなところに課題として顕著に出ておりますし、また、まちづ

くりの分野でもこうした傾向は見られるように思います。

提案募集制度は、内閣府が上命下達で提案を募集し吸い上げるというような仕組みではなくて、自治体が日々の実務の中、市民との交渉の中で感じている問題点を現場から問題発見して、国に制度改善していただく、そういう現場からの声を基礎としております。そういう意味では、これまで提案がなかった市町村にも、是非この方式の潜在能力を改めて認識していただきたいと考えております。一つでも多くの提案が寄せられますことが私どもの活動の源泉になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日お話がありましたように、提案募集で改善が図られた過去の代表事例を具体的に示していただく際には、イメージ図を活用していただいて、ビフォー・アフターのような形で自治体に提示して、この仕組みの理解を深めて、提案につなげていただけることを期待しております。

本日からスタートいたしますけれども、従前同様の御支援と御指導をお願いしたいと思ひます。

(市川座長) どうもありがとうございました。

それでは足立さん、お願いします。

(足立議員) まず、本提案募集の整理や制度改正に向けて、これまでの御尽力、御努力に対しまして、関係者、事務局の皆様には心より敬意と感謝を申し上げたいと思ひます。

現場の負担の軽減に向けて、丁寧に検討を積み重ねてこられたこと、高く評価されるべきだと考えております。私自身も事務局の御方針に全面的に賛同いたします。

その上で、資料2に示されております重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」、並びに③「地域におけるサービスの維持・向上等」に関連して示されております事務処理の広域化、法人への委託などによる外部化について、1点意見を申し上げたいと思ひます。

まず、人口減少下におきましては、外部化による集約化に一定の合理性があること、これはもう皆さん誰しもが周知の理解かと思ひます。しかしながら、その際に自治体の機能の空洞化につながっては本末転倒になります。したがって、任せる部分と自治体が担い続ける部分は戦略的に整理した上で、各自治体が主体的に行える制度設計が不可欠だと考えております。

その理由についてご説明いたします。具体的には、外部化というのは必ずしもコスト削減や負担軽減を保障するものではございません。その中で課題が幾つかございまして、そのうちの3つをお伝えしていきたいと思ひます。

まず1つ目に、委託費用の増大や管理コストの増加、並びに契約更新時の価格上昇が問題になっております。中長期的に考えた場合に割高になるおそれが今まさに直面している状況です。

2つ目としましては、ノウハウが自治体に蓄積されていないことが問題になってきております。職員が制度を十分に理解できないまま委託先に依存されてしまう、この固定化が一つ課題になってきています。さらに、自治体につきましては、発注機関への矮小化、この辺りがリスクになってきているのが少しずつ分かってきております。

そういった中で3つ目、標準化が進むということは、いわゆる山間部や過疎地、高齢化地域といったようないわゆる特殊な事情を抱えている地域については、なかなか制度設計を反映しにくいというのが現実の懸念になってきております。

この辺りを考えますと、今後、単なる外部化の推進をやってしまいますと、あまりにも地方公共団体の主体性がなくなってきたといったような状況がございまして、加えて、統治能力、実際に外注してしまいました

結果、なかなか統治、ガバナンスが利かなくなってきた、これが今、少しずつ赤裸々になってきております。したがって、この点につきましては、制度設計を進めていく必要がございます。

そういったことを考えますと、是非ともその議論を丁寧に、なおかつ実効性の高い提案募集につながるように、私自身も微力ではございますけれども貢献していきたいと考えております。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは谷口さん、お願いします。

(谷口議員) 本年もまたこうした提案募集に関しまして御準備を進めていただき、誠にありがとうございます。

本日は、重点募集テーマの方針を大きく御提示いただきまして、勉強になりました。この3つは非常にバランスがよくて、網羅的なよいテーマの設定だと思いました。

①の「事務処理方法の見直し」は、行政の手続を効率化していく効果を増していくというものだと思いますし、②は行政と住民両方に関わる「デジタル化」、これは基礎自治体あるいは様々な地方自治体が、国あるいは幅広いプラットフォームを利用するという形での効率化、また、住民の皆さんが直接マイナポータル等を利用することによる効率化、こうしたことが関わっていると思います。行政と住民に両方関わるテーマだと思います。③は、より住民の暮らしや地域に直接関わる「地域におけるサービスの維持・向上等」ということで、3つのテーマが非常にバランスよくカバーされていると感じました。

昨今、地方自治体から言われている大きな課題としての人材不足ということに関して、特に①②の行政の分権、また効率化という守りの分権化というのは非常に重要だと改めて思いました。これに対して、③は攻めの分権化というか、地域経済の活性化、あるいは地域の人口減少を食い止める、サービスを維持していく、こうした問題に関わるものだと感じました。

この中で今回、勢一議員からの社会の実情に合わせた行政の在り方を考えていくべきという視点とも照らし合わせまして、今後増えていくだろうなと思うのは、AIの活用といったテーマだと思います。今日の資料の重点テーマの②の「デジタル化」の中にも、令和7年の提案の例として、自治体において活用できる生成AIシステムの利用環境の整備を求める提案とありますが、昨今、学生と若者に接していると、AIといったものは不可欠な状況になっておりまして、あるいは研究であるとか様々な事務についても、報告書や文書の作成、あるいは情報収集・整理といったところ、物すごく重要になっており、議事録なり課題洗い出しなりで事務手続の中で非常にたくさん使われていると思います。

また、人材不足というときに、むしろ事務職、ホワイトカラー的な職ではなくて、現場に行つてとか、人に対応するという人材が足りないと。生成AI等によってそういった事務職的なものは効率化できるのですけれども、資格を持った方々とか技術職が足りておらず、例えばインフラ整備や様々なものを修理したり置き換えていくというインフラの充実あるいは整備・維持に対して、全く人が足りないということはよく聞かれているところですよ。

こうしたところについても今後はAIによって、例えば画像判断によって補修箇所を特定化していくとか、あるいは既に行われているように空中からの撮像、画像によって、固定資産税のような不動産の価値を計算していくとか、こういったことは既に行われていると思うのですが、様々なこれまでの事務処理方法についても、AIを使った事務職、また現場系の作業の効率化といったものをどれだけ正規の手続や正規の業務として認めていくかということの提案も今後は増えていくのかなということも感じさせられました。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは伊藤さん、お願いします。

(伊藤議員) もう既に様々御意見いただいたところと重なりますけれども、私からは大きく3点申し上げたいと思います。

1点目は、重点募集テーマが3つございますが、私の理解では、3つ目の「地域におけるサービスの維持・向上等」が目的といいますか、大きな根本的な維持すべき課題・テーマです。それに向けてどのような事務の執行方法を考えられるか、あるいはどのような手段が考えられるかといったときに、今までの事務の方法を見直したり、あるいはデジタルを活用するということですから、この3つの重点募集テーマは相互に関連していて、これらを一体として今回の提案募集の受付と各府省との交渉に臨んでいきたいと考えております。

その際に、令和7年の提案募集でも実感しましたが、人口減少が進み、人手が不足する中で、行政の業務全体を見直していくということは、国も地方も全てコンセンサスが取れているところなわけですが、それを具体的にどう執行していくかというときに、国と現場を抱える自治体の側で往々にして認識に違いがある場合があります。そうしたところを踏まえ、現場からの声が非常に重要になってきますので、是非今回もたくさん提案が上がってくることを期待したいと思います。

同時に、事務の執行方法の見直しというのは、自治体だけではなくて国の業務の見直しにもつながるので、各府省に対しても、今までの事務の執行方法が本当にこれからも持続可能なのかどうかということをお聞きかけつつ、折衝に当たっていきたくて考えております。

2点目は、今までの事務の執行方法を見直すときに、往々にしてその基準を緩和したり、見直したりということが提案として出てきます。これ自体は非常に重要なわけですが、今回、フォローアップでもいろいろと出ておりますとおり、各府省の検討会で引き続き検討というのが結構あり、実際にその基準を見直すとなるとかなり対立といいますか意見の相違が出てきてしまうというところがあります。これについては、各府省の御理解も得つつ、適切なサービスの質あるいは水準とは何かということをお踏まえて検討する必要があるかと思っております。同時に、そういった検討会を設ける場合も、自治体側の現場の意見がきちんと踏まえらるるよう制度設計をしていく必要があるかと思っております。

最後、既に御意見として出ておりますけれども、今回、国と地方の役割分担を見直すことも含めて検討するというので、第34次地方制度調査会の課題とかなり重なる部分がございます。市川座長も、それから谷口議員も、私もですが、第34次地方制度調査会に関わっております。今回こちらの提案募集で出てくる提案というのは、国と地方の役割分担を具体的に見直していくときの議論のきっかけあるいは材料になると考えておりますので、是非こちらの会議と第34次地方制度調査会との間の連携も重視して検討を進めていく必要があるかと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは宇野さん、お願いします。

(宇野構成員) 私は提案募集検討部会の構成員でございますので、そちらで今年もしっかりと議論に加わってまいりたいと考えております。

現場のニーズに基づいたような挑戦的な提案がたくさん出てくるのが重要と考えております。そのために、資料の一番最後のページでございますけれども、様々な支援策に取り組まれているということで、特に都道府県の役割は重要であると考えております。2つ目の○の④都道府県による市町村の共同提案の支援等々が書かれておりますけれども、都道府県の中でどのような取組が行われているのか、それなりにばらつきもあるのか

なとも思いますので、何らか成功しているような事例があるのであれば、それを普及していくということも重要だと考えております。

その際に、集めてできるだけ数を出していくというような観点というよりは、地域の課題をどういうふう
に解決するのか。その際に、分権であったり規制緩和というような手法を使って解決するというようなことを
都道府県と市町村が協力して、あるいは連携して取り組んでいくような行政スタイルを定着させていくことを
目指していくというのが重要なのかなと考えるところです。

もう一点、これは特に答えはないのですけれども、分権化を進めていく、あるいは地域課題のためにいろ
ろな規制緩和をしていくというようなことがございますが、それは同時に問題であったりリスクをその地域、
市町村が背負っていかなければいけないということにも結びつくのかなと考えるところでありまして、それが
提案をすることの障害になることもあるのかなと考えるところがございます。したがって、中長期的になるか
もしれませんが、分権化をし、地域の課題に取り組む、人口減少に取り組む、その際にいろいろな制度
を変えていくということの一つの自治体に負わせるということではなく、国全体の制度の中で、これまでは事
前に全て法律でしっかりと手当てしていくというスタイルだったかもしれませんが、事後にそういうリ
スクというものをどうやってカバーしていくのかということも議論されてもよいのかなと感じたところでござ
います。

(市川座長) ありがとうございます。

村木さん、よろしくお願いします。

(村木議員) 私からは、非常に短くコメントさせていただきたいのですが、基本的には重点募集テーマには異論
はございませんので、是非こういったことを進めていただきたいと思います。

ただ、リスクがどこにあるのかということと、もう一つ、人口減少してきている行政体の中で、離島とか半
島などの条件不利の地域を抱える課題がそれによってうまく解決できるか、若干状況が違うところもあるかと
思いますので、その辺りのことも含めて御検討いただけますとありがたいです。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかには御意見如何でしょうか。

それでは、今の御意見を伺って、高橋さん、全体を通してどうですか。

(高橋座長代理) 皆様のお話をお聞きして、課題意識が非常に共通しているのではないかと思います。

特に、第34次地方制度調査会の話も出ましたが、第1次地方分権改革が始まった1993年に分権推進決議がで
きてからもう既に30年以上たっていて、その中で非常に大きく社会が変わってきました。その社会の変化の中
をどうやって、分権化された社会のガバナンスシステムを生かしながら、日本社会をきちんと豊かな生き生き
としたものにしていくかという点で、我々は非常に大きな意味があるのではないかと考えております。

第34次地方制度調査会では、国主導で大きく変えていращやるということだと思いますけれども、併せて
先生方から御指摘がありましたように現場の声を生かしながら、具体的な制度設計に落とししていくためには
我々の作業も非常に重要なのではないかと考えておりますので、そういう観点からも引き続きしっかりと頑張
っていききたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

大橋さん、如何でしょうか。

(大橋部会長) ありがとうございます。

今までも、デジタルの連携や活用を行ってきました。また、先ほど伊藤議員からお話がありましたように、第34次地方制度調査会と同じテーマだということであれば、こちらは現場に即した非常に新しい具体的なものもたくさん出てくるので、それを地方制度調査会に提示するということもできると思います。まだ個別課題の中でいろいろ出てきて、例えば公営住宅の建て替えの問題とかが出てくると、それは国交省の住宅局の会議などの問題として、そちらに連携するというような形で進めるなど、ここに出てきたものを仕分けや橋渡しするということが今まで以上に積極的にしていくということは大事なのかなと思いました。したがって、そのような形で、全部ここで背負い込まないで、いろいろなところに問題状況を伝えながら、政府全体としてうまくシステム構築ができるような方向に持っていくという点については留意してやりたいと考えております。

(市川座長) ありがとうございます。

本当にたくさんの御意見を頂きまして、本会議が長く取り組んできている現場の声を大切にして改善を繰り返していくということが、今回の第34次地方制度調査会の議論にもつながっていているのではないかなと感じております。

いずれにしても、どんどん高齢化も進んでいって、地方自治の在り方が大きく変わってくる中、本会議やそのほかの関連する会議は全部つながっていると思いますから、もう一度ここでしっかり現場の実情をつかんで、それに見合うような仕組みがどうあるべきかということについては是非議論を重ねて参りたいので、今年もどうかよろしく願いいたします。

それでは、令和8年の提案募集の方針については皆さんに御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、必要な対応を行った上で、令和8年の提案募集の取組の推進をしていただきたいと思いますので、事務局の方、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議題(2)の「その他」についての御報告を事務局からお願いいたします。

(福西参事官) 計画関係について御報告させていただきます。参考資料3になります。

これは、1月29日に計画策定等に関するワーキンググループを書面開催し、そこで報告をした資料になります。

まず、1ページ目でございます。表について、左側が前回のワーキングで決定をした取組事項4点でございます。それにつきまして、右側の欄は、今年度取り組んできた内容になります。

まず1点目は、新規計画の抑制についてでございます。こちらにつきましては、法令協議等において地方三団体とも情報共有しながら、「ナビゲーション・ガイド」に基づき各省に意見を出しているところでございます。また、各省の法案を審査する内閣法制局や、議員立法に関わります衆・参法制局にもこの「ナビゲーション・ガイド」の趣旨の御理解を求めるとともに、特に計画が多い省庁にも個別に足を運んで、この「ナビゲーション・ガイド」の趣旨の周知徹底を図っているところでございます。

また、7月に地方三団体ヒアリングの際に先生方からも御指摘がございましたが、各省の検討会の段階で自治体の委員が参画しているような場合に、「ナビゲーション・ガイド」の趣旨から意見を出してもらうことが効

果的ではないかということでございまして、我々も地方三団体に御説明に伺って、是非「ナビゲーション・ガイド」について、検討会の委員になっている自治体にしっかり周知をして、その観点から意見を出してもらいようにお願いを行ったところでございます。

続いて2点目でございます。これまで見直しがなされていなかった42計画についての取組でございます。

まず、自治体に意見照会をいたしまして、そこから出てきた意見につきまして、各省に検討依頼を出したところでございます。

また、今年度、令和7年提案募集でも、このうち3つの計画について実際に提案があったところでございまして、それぞれ対応したところでございます。

最終的には、34計画について見直し済みまたは策定支援ありと整理されたところでございますが、それは次の資料で御説明させていただければと思います。

3点目でございます。既存計画についての見直しでございます。国の基本方針等の見直しの時期に合わせて、各省に個別にヒアリングを実施しておりまして、見直し等の協議をしているところでございます。これにつきましては今後も、引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

最後、4点目でございます。自治体に取組を促す観点でございますが、一体的策定等の情報を載せた法律に基づく計画の一覧表を先日公表しております。自治体に一体的策定等が可能であることを周知するとともに、今週末にございますけれども、自治体の説明会、こうした場を活用しまして計画策定の見直し事例等の優良事例を紹介することで、自治体での取組を促進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2ページ目「計画策定等の見直し等の成果」でございます。

令和7年度につきましては、先ほど申し上げました見直し未対応計画について集中的に見直しを実施して、各省で見直しがなされた結果や、総務省と共同で、他の自治体と共同で策定できるかの調査を実施した結果を反映した結果になっているところでございます。具体的な見直し内容等は右側に記載しております。数字は重複がございますので計画数と合いませんけれども、こうした見直しがなされているという状況でございます。

続きまして、3ページ目「計画数の推移」についてでございます。

令和5年3月31日に閣議決定をされました「ナビゲーション・ガイド」に沿った対応を各省に求めているところでございまして、近年の新規の計画策定について、微増という状況でございます。その中でも、義務や努力義務の計画はほぼ横ばいに推移している状況でございます。

なお、令和7年の増減につきましては、次の4ページ目に具体的に示しております。法令協議の中で、我々、先ほど申し上げましたとおり「ナビゲーション・ガイド」に沿った対応を各省に求めております。ここには表れておりませんが、実際その協議の中で計画の形式を見直されたものもございまして、結果的には7計画増加しているという状況でございます。

資料の説明は以上でございますけれども、引き続き、分権室として新規計画の抑制、既存計画の定期的な見直しを実施してまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から御挨拶をいただきます。

(稲原室長) 本日は、非常に熱心に様々コメントをいただきまして、ありがとうございました。どれも本当に私もが今後、令和8年のスケジュールを進めるに当たって、その道しるべになるべきコメントを頂戴したと思っています。

大切なのは、地方公共団体に、そういう大きな文脈の中で今、取り組み始めているのだということをきちんと共有できるように心がけたいと思っています。今まで取り組んできた内容とあまり変わらないよねということではなく、実はこういう意味があるのだということをお互い、国の立場、内閣府としても、地方公共団体の立場としても御納得いただいて、結局は持続可能な地方行政のために国・地方の役割分担の見直しも含めてやっていくことが量から質への転換だと、高橋先生の言葉ではないですけども、そういうところにつながるのだということを、かなり時間がかかる取組かもしれませんが、留意して事務局としては対応していきたいと思っています。

本日は誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、これにて会議を終了いたします。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)